○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)

2~4 (略)	2~4 (略)
<u>十三・十四</u> (略)	十四·十五 (略)
	の買付けをした場合
	債権の給付と引換えに取得することとなる当該上場会社等の株券
	る場合において、当該役務の提供の対価として当該役員に生ずる
(新設)	十三 上場会社等の役員が、当該上場会社等に対し役務の提供をす
八~十二 (略)	八~十二 (略)
り百万円に満たない場合に限る。)	り百万円に満たない場合に限る。)
と認められる場合(各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当た	と認められる場合(各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当た
計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたもの	計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたもの
業者に委託等をして行われた場合であって、当該買付けが一定の	業者に委託等をして行われた場合であって、当該買付けが一定の
第十四号において同じ。) 又は投資証券の買付けが金融商品取引	第十五号において同じ。)又は投資証券の買付けが金融商品取引
七 累積投資契約により上場会社等の株券(優先出資証券を含む。	七 累積投資契約により上場会社等の株券 (優先出資証券を含む。
一〜六の二(略)	一〜六の二 (略)
る場合は、次に掲げる場合とする。	る場合は、次に掲げる場合とする。
第三十条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定め	第三十条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定め
(報告書の提出を要しない場合)	(報告書の提出を要しない場合)
現行	改正案